

草加市は平成20年11月1日で市制50年

広報そうか特集号「平成19年12月20日号」発行：埼玉県草加市 編集：長寿福祉課TEL:048-922-1367



医療制度改革特集号

平成20年4月から

後期高齢者医療制度が始まります



どんな制度？

75歳以上の方（65歳以上で一定の障がいがあると認定を受けた方を含む）は全員、今まで加入していた国民健康保険、健康保険組合や共済組合などの被用者保険（被扶養者であった方を含む）を抜け（資格がなくなる）、この後期高齢者医療制度に加入することになります。

制度のポイント

- ① 後期高齢者医療制度は、平成20年4月からスタートします。
- ② 制度の運営は、県内の全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が行います。
- ③ 対象者となるのは、県内に住む75歳以上の方と65歳以上で一定の障がいがあると認定を受けた方です。
（草加市が行う窓口業務対象者は、草加市内に住民登録をしている方に限られます。）

今までの老人保健制度と、どこが違うの？



- 財政運営の責任主体が市町村ではなく「広域連合」が保険者となります。
- 保険料負担が新たに発生します。

① 医療機関での窓口負担について

これまでの老人保健制度と同様で、一般の方は、「1割」負担です。ただし、※現役並み所得がある方（市民税課税標準額145万円以上の方）は、「3割」負担となります。

② 保険料負担について

保険料は各都道府県単位の広域連合ごとに決められ、加入者一人ひとりに納めていただきます。今まで健康保険組合や共済組合などで被扶養者となっていた方も負担します。試算では、年金収入で217万円程度の場合で、1ヶ月あたり7,830円程度とされています。納付方法は、原則として年金からの天引きとなりますが納付書または、申請により口座振替の方法による納付の方もいます。

③ これまで加入していた健康保険について

対象となる方（75歳以上の方、65歳以上で一定の障がいがあると認定を受けた方）はすべて、これまで加入していた国民健康保険、健康保険組合などから、後期高齢者医療制度に切り替わります。

④ 給付内容について

ひと月あたりの自己負担限度額が上限を超えた場合に支給される高額療養費、入院時食事（生活）療養費などは、これまでの老人保健制度と同様の給付を受けられるほか、新たに介護保険サービスの利用料と医療費の自己負担額の合計が高額になったときに、決められた限度額を超えた分を支給する高額介護合算療養費が支給されます。

このほか、次のような給付が受けられます。

- 療養費（コルセットなどの補装具代など）
- 移送費
- 保険外併用療養費
- 葬祭費
- 健康診査など



※現役並み所得者とは

同一世帯に、市民税課税標準額（収入から必要経費・基礎控除などの諸控除後の額）145万円以上の所得のある被保険者がいる方は、一定以上（現役並み）所得者となり、自己負担の割合は、「3割」となります。

ただし、前年の収入合計額が下記に該当する方は、申請し認められると「3割」が「1割」負担になります。

- 被保険者ひとり世帯の場合、383万円未満
- 被保険者2人以上世帯の場合、520万円未満

75歳以上の方が対象になります。

○65歳以上75歳未満で、一定の障がいのある方は、申請によって加入することができます。

○生活保護受給者等の方は対象となりません。

申請には次のいずれかが必要です。（カッコ内は認定の基準です。）

- ①身体障害者手帳（1～3級および4級の一部）
- ②療育手帳A・A
- ③精神障がい者保健福祉手帳（1級・2級）
- ④年金証書（障害基礎年金1級・2級）
- ⑤上記①～④に準ずることが確認できる書類等

被保険者になるのはいつから？

- 現在75歳以上の方は、平成20年4月1日からです。
- 平成20年4月1日以降75歳になる方は、75歳の誕生日からです。
- 75歳以上の方が、広域連合の区域内（埼玉県）に転入してきたときは、その日からです。
- 65歳以上で一定の障害のある方は、申請して認定を受けた日からです。

※老人保健で障がい認定を受けている方は、広域連合からの認定を受けたものとみなされ、新たな申請は不要です。

被保険者証はカード型です

- 1人に1枚届きます。
- 平成20年3月下旬に送付します。
- 平成20年4月以降に病院などで診療を受けるときは、この被保険者証を窓口にご提示ください。

後期高齢者医療被保険者証



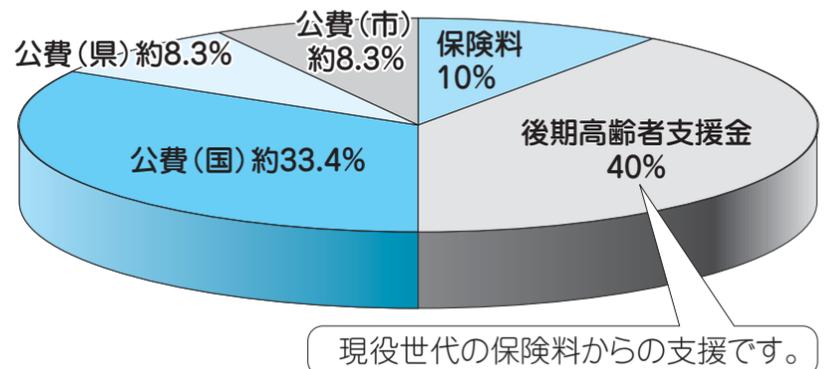
実物大です

※被保険者証は紛失しないようご注意ください。

財政運営のしくみ

後期高齢者の医療費負担

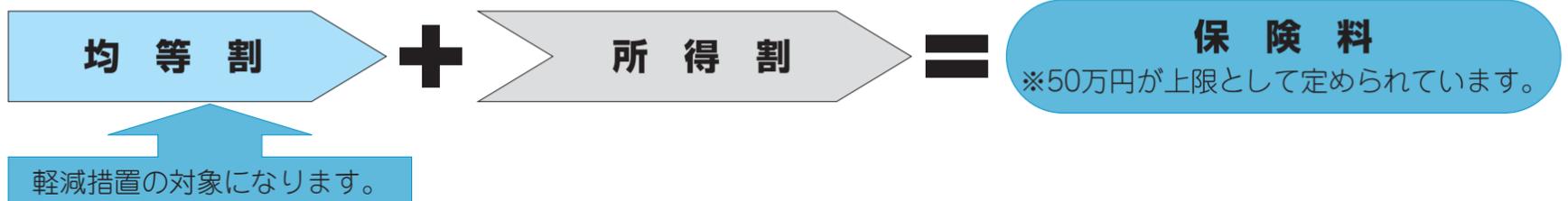
後期高齢者医療にかかる費用は、医療機関等での窓口負担額を除き、公費（国・県・市町村）5割、現役世代からの支援（各医療保険者からの支援金）4割、そして、被保険者の保険料1割でまかいます。したがって、対象となる方一人ひとりが、広域連合で定めた保険料を納めます。



保険料について

運営主体となる各都道府県単位の広域連合ごとに算定され、加入者一人ひとりに納めていただきます。埼玉県における1人あたりの平均保険料は93,990円となり、1ヶ月あたり7,830円程度が見込まれています。（年金収入で217万円程度の方が該当します。）

【保険料】



保険料は均等割と所得割を合計して個人ごとに計算します。ただし、軽減措置が適用される場合もあるため、実際の保険料は個人により異なります。保険料率は、およそ2年ごとに見直されます。

保険料の納付方法について

納付方法は、介護保険料とともに年金からの天引き（特別徴収）となります。ただし、天引きできなかった方は、納付書または口座振替など（普通徴収）により、納めていただきます。

特別徴収…平成20年4月からを予定しています。

普通徴収…平成20年7月から翌年2月まで8期に分けた納期を予定しています。



保険料の軽減措置もあります

被扶養者であった方

これまで健康保険組合や共済組合の被扶養者であった方は、「加入から2年間は、被保険者均等割の半額」に軽減されます。ただし、平成20年4月から9月までは保険料負担は凍結予定です。その後、10月から平成21年3月までは、保険料(均等割額)の9割が軽減される予定です。翌年1年間は当初の保険料負担(均等割)の半額になります。

所得の少ない方

所得額が一定水準額以下の方の場合も、世帯の所得水準に応じて均等割分を7割・5割・2割軽減する措置を設けています。

【夫婦世帯の例】

保険料の均等割額を「7割」軽減

夫の年金収入額が168万円以下の場合等が目安です。

保険料の均等割額を「5割」軽減均等

夫の年金収入額が192.5万円以下の場合等が目安です。

保険料の均等割額を「2割」軽減均等

夫の年金収入額が238万円以下の場合等が目安です。

※埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営します

県内全市町村で構成する「埼玉県後期高齢者医療広域連合」が、保険料賦課の決定、医療費の支給などの事務・財政運営を行います。市役所は、みなさんの身近な窓口として、保険証の引渡し、加入などの申請や届出の受付、保険料の納付などに応じます。

広域連合が行う主な事務

- ①被保険者の認定や資格管理、保険証の交付など
- ②保険料率の設定や保険料の賦課額の算定など
- ③給付に関して減免や減額の決定、支給決定など



草加市が行う主な事務

- ①保険証などの引渡し
- ②各種申請の受付
- ③保険料納付に関する窓口業務

国民健康保険からのお知らせ

医療制度改革に伴う改正点

① 国保税の賦課方式の変更

現在

医療分
介護分（40歳～64歳）

平成20年4月から

医療分
介護分（40歳～64歳）
後期高齢者医療支援金等分（0歳～74歳）

② 65歳以上の人の保険税の年金天引きが始まります

65歳以上の国保加入者の保険税納付について、年金からの天引き（特別徴収）が始まります。（平成20年10月から）

ただし、年金額が年額18万円未満の場合や介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える場合は、天引きは実施されません。この場合は、個別に保険税（料）を納めることになります。（普通徴収）

③ 退職者医療制度の対象年齢が65歳未満になります

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金（厚生年金など）を受けられる75歳未満の人とその被扶養者は退職者医療制度で医療を受けますが、平成20年4月からその対象年齢が65歳未満に変わります。65歳になりますと、一般の国保の加入者となります。

④ 40歳以上75歳未満の人を対象に、特定健診・特定保健指導が始まります！

国保では平成20年度から、40歳以上75歳未満の被保険者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策を取り入れた新たな「特定健康診査（特定健診）・特定保健指導」が始まります。

「特定健診」では、生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者や予備群を減少させるため対象者を把握し、「特定保健指導」でその対象者のメタボリックシンドロームの予防・改善に向けての生活改善を指導します。

**平成20年4月からスタートする
後期高齢者医療制度等説明会を下記の会場で開催致しますので、ぜひご来場ください。**

説明会会場

月日	平成20年1月21日 月曜日	平成20年1月23日 水曜日	平成20年1月25日 金曜日	平成20年1月28日 月曜日	平成20年1月30日 水曜日	平成20年2月2日 土曜日
午前10時から正午	川柳文化センター 会議室	瀬崎コミュニティ センター集会室	中央公民館 第1・第2講座室	氷川コミュニティ センター集会室	勤労福祉会館 視聴覚室	草加文化会館 第1会議室
午後2時から午後4時	柳島コミュニティ センター集会室	稲荷コミュニティ センター集会室	松原団地 B地区集会所	原町コミュニティ センター集会室	八幡コミュニティ センター集会室	谷塚文化センター 第1・第2学習室

注意）各施設は駐車場が狭いため、お車での来場はご遠慮ください。

草加市役所 ☎048-922-0151(代)

後期高齢者医療制度についてのお問い合わせは…健康福祉部長寿福祉課 ☎048-922-1367

国民健康保険についてのお問い合わせは………市民生活部保険年金課 ☎048-922-1592～3

埼玉県後期高齢者医療広域連合 ☎048-833-3222

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-1 自治会館2階